



2025年11月21日

各 位

会 社 名 A N Aホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 芝 田 浩 二
(コード番号 9202 東証プライム)
問合せ先 グループ総務部長 鷹 野 慎 太 朗
(T E L . 0 3 - 6 7 4 8 - 1 0 0 1)

第1回社債型種類株式優先配当金の配当年率の決定に関するお知らせ

A N Aホールディングス株式会社は、2025年11月10日開催の取締役会において決議しました第1回社債型種類株式の発行（以下「本募集」といいます。）に関し、本日開催の取締役会において第1回社債型種類株式優先配当金の配当年率を決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 配 当 年 率 (i) 2031年3月31日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合
年3.500%（注1）
- (ii) 2032年3月31日に終了する事業年度に基準日が属する場合
(a) 2031年4月1日（同日を含む。）から2031年9月30日（同日を含む。）までの期間
年3.500%
(b) 2031年10月1日（同日を含む。）から2032年3月31日（同日を含む。）までの期間
2031年9月30日の2営業日前の日における1年国債金利（注2）
に3.178%を加えた率
- (iii) 2032年4月1日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合
各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の2営業日前の日における1年国債金利（注2）に3.178%を加えた率
- （注1）2026年3月31日を基準日とする第1回社債型種類株式優先配当金の額は、52.73円（1年を365日とする日割計算）となります。
- （注2）詳細につきましては、2025年11月10日付「第1回社債型種類株式の発行決議ならびに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 申 込 期 間 2025年11月25日（火）から2025年12月11日（木）まで

この文書は第1回社債型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<ご参考>

I. 上記を除く主な第1回社債型種類株式の発行条件

- | | |
|-------------------------|--|
| 1. 募集株式の種類及び数 | ANAホールディングス株式会社第1回社債型種類株式 40,000,000株 |
| 2. 発行価格(募集価格)の総額 | 200,000,000,000円(1株につき5,000円) |
| 3. 払込金額 | 1株につき4,875円 |
| 4. 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 増加する資本金の額
97,500,000,000円(1株につき2,437.5円)
増加する資本準備金の額
97,500,000,000円(1株につき2,437.5円) |

(注) 当社は、2025年11月10日開催の取締役会において、本募集による第1回社債型種類株式の発行に係る払込みが行われることを条件として、当該発行に係る払込期日と同日付にて、当該発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少を行い、それぞれの全額を「その他資本剰余金」に振り替えることを決議しております。

- | | |
|--------------|----------------|
| 5. 払込期日 | 2025年12月12日(金) |
| 6. 上場(売買開始)日 | 2025年12月15日(月) |

II. 今回の調達資金の使途

本募集による手取概算額193,940,000,000円については、2027年3月末までに、1,000億円を、拡大する航空需要の取り込み及び利益成長を目的として、ボーイング787型機(787-9型機及び787-10型機)、ボーイング777-9型機、ボーイング737-8型機、エアバスA320neo型機及びエアバスA321neo型機を中心とした航空機の導入に関する設備投資資金に、残額を自己株式の取得資金に充当する予定です。なお、自己株式の取得価額の総額は、1,500億円(上限)であり、当該自己株式取得は、コロナ禍における公募増資により普通株主の皆様から払い込まれた資本の一部返還及び普通株式の株式数削減を通じた1株当たり株主価値(1株当たり純利益)の向上を図るとともに、資本構成の最適化を目指し行うものであります。

以上

この文書は第1回社債型種類株式の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。